

徳島県人事委員会告示第四号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四―九）第四十六条第一項第二号の規定に基づき、次の採用候補者名簿は、令和四年七月二十八日をもって失効したので、同条第二項の規定により公示する。

令和四年八月五日

徳島県人事委員会委員長 森 俊 明

採用候補者名簿の名称	確定年月日
徳島県職員（大学卒業程度）採用候補者名簿	令和三年八月二日
徳島県市町村立小・中学校職員（大学卒業程度）採用候補者名簿	令和三年八月二日